（地方自治法の一部改正）

**第二十一条**　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の項中「この法律（」の下に「第二十二条の二から第二十二条の四まで（これらの規定を附則第二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十二条の五及び」を加え、「（附則第六条第二項、第七条第五項及び第八条第四項において準用する場合を含む。）」を「（附則第二条第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

（地方財政法の一部改正）

**第二十二条**　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）又は」を削る。

（住民基本台帳法の一部改正）

**第二十三条**　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第十一号の二中「受給資格者」の下に「（同条第二項に規定する施設等受給資格者にあつては、同項第二号に掲げる里親に限る。）」を加える。

附則第八条から第十六条までを削る。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正）

**第二十四条**　国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同項中「おける児童手当法」を「おける旧児童手当法」に、「児童手当法」とする」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする」に改める。

附則第五項の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同項中「おける児童手当法」を「おける旧児童手当法」に、「児童手当法」とする」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする」に改める。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正）

**第二十五条**　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第二十条第一項第四号」を「第二十条第一項第三号」に改める。

附則第三条の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条中「おける児童手当法」を「おける旧児童手当法」に、「児童手当法」とする」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする」に改める。

附則第四条の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条中「おける児童手当法」を「おける旧児童手当法」に、「児童手当法」とする」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする」に改める。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正）

**第二十六条**　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第六項の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同項中「おける児童手当法」を「おける旧児童手当法」に、「児童手当法」とする」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする」に改める。

附則第七項の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同項中「おける児童手当法」を「おける旧児童手当法」に、「児童手当法」とする」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする」に改める。

（地方独立行政法人法の一部改正）

**第二十七条**　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第六十三条中「（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を「（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」に改め、「受けているもの」の下に「（同法第十条（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十一条（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の支払を一時差し止められている者を除く。）」を加え、「同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）」を「同法附則第二条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）」に、「特例給付等の」を「特例給付の」に、「（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）」を「（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

附則第五条を削る。

（地方独立行政法人法の一部改正に伴う経過措置）

**第二十八条**　施行日に成立する前条の規定による改正後の地方独立行政法人法第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人に関する同法第六十三条の規定の適用については、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第六条第一項」と、「同法第十条（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十一条（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当」とあるのは「同法第九条の規定により子ども手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十条の規定により子ども手当」と、「児童手当又は同法附則第二条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）」及び「児童手当又は特例給付」とあるのは「児童手当」と、「同法第七条第一項」とあるのは「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項」と、「同法第八条第二項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「同法第八条第二項」とする。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）

**第二十九条**　判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六項の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同項中「おける児童手当法」を「おける旧児童手当法」に、「児童手当法」とする」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする」に改める。

附則第七項の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同項中「おける児童手当法」を「おける旧児童手当法」に、「児童手当法」とする」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする」に改める。